

平成20年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）

平成20年 3月27日
厚生労働省告示第134号

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第XIII因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第VIII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子
- 4 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）及び乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
- 6 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る。）
- 7 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4 処理酸性人免疫グロブリン、乾燥 pH4 処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 8 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
- 9 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第1 平成20年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成20年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第1のとおりとする。

第2 平成20年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成20年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第2のとおりとする。

第3 平成20年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第2を踏まえ、平成20年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、100万リットルとする。

第4 平成20年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成20年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第3のとおりとする。

第5 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

1 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

1 原料血漿の標準価格は、(1)から(5)までに掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)から(5)までに定めるとおりとする。

(1) 凝固因子製剤用	13,010 円/L
(2) その他の分画用	11,870 円/L
(3) PⅡ+Ⅲペースト	50,060 円/kg
(4) PⅣ-1ペースト	15,050 円/kg
(5) PⅣ-4ペースト	15,750 円/kg

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類ごとの見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

(1) 財団法人化学及血清療法研究所

イ 凝固因子製剤用	23万L
ロ その他の分画用	6万L

(2) 日本製薬株式会社

イ その他の分画用	20万L
ロ PⅡ+Ⅲペースト	6万L相当

(3) 株式会社ベネシス

イ 凝固因子製剤用	0.4万L
ロ その他の分画用	26.6万L
ハ PⅣ-1ペースト	17万L相当

(注)

- 1 「凝固因子製剤用」とは、採血後6時間以内又は8時間以内に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第Ⅷ因子を含むすべての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。
- 2 「その他の分画用」とは、採血後6時間以上又は8時間以上経過した後に凍結させた原料血漿又は凝固因子製剤用から血液凝固第Ⅷ因子を取り出して生じるもの（脱クリオ分画用プラズマ）であって、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫

平成13年3月に、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第1 平成20年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
アルブミン	25% 50mL 1瓶	3,396,900
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,300
組織接着剤	cm ²	10,772,400
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	334,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	38,300
インヒビター製剤	延人数	16,300
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	115,500
トロンピン	10000単位 1瓶	25,800
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,511,800
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	27,100
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,200
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	77,300
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	428,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	200
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	42,000
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	500

別表第2 平成20年度に製造・輸入されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造・輸入目標量				19年度末 在庫量(見込)	供給可能量
		国内血漿由来	輸入血漿由来	遺伝子組換え	計		
アルブミン	25% 50mL 1瓶	1,989,100	1,136,500	156,000	3,281,600	933,700	4,215,300
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	2,400	0	—	2,400	1,700	4,100
組織接着剤	cm ²	5,185,000	5,828,400	—	11,013,400	2,697,100	13,710,500
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	110,500	0	209,600	320,100	134,600	454,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	38,400	0	—	38,400	15,400	53,800
インヒビター製剤	延人数	0	3,500	15,200	18,700	3,600	22,300
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	130,200	—	130,200	21,000	151,200
トロンピン	10000単位 1瓶	20,900	0	—	20,900	25,400	46,300
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,545,000	84,600	—	1,629,600	454,600	2,084,200
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	700	31,600	—	32,300	10,800	43,100
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	10,300	—	10,300	3,700	14,000
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	78,700	—	78,700	39,500	118,200
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	466,400	0	—	466,400	96,400	562,800
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0	0	—	0	500	500
人ハプトグロブリン	2000単位 1瓶	47,000	0	—	47,000	14,000	61,000
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	0	400	—	400	500	900

(注)

1. 「19年度末在庫量(見込)」及び「供給可能量」の表は、参考である。
2. 本表に記載する数量は、端数を四捨五入したものであるため、各欄の数値の合計は必ずしも計欄の数値と一致しない。

別表第3

平成20年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25% 50mL 1瓶	1,989,100
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	2,400
組織接着剤	cm ²	5,185,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	110,500
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	38,400
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0
トロンピン	10000単位 1瓶	20,900
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,545,000
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	700
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	466,400
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	47,000
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0

(参考1)

原料血漿確保量及び各社への配分量の年度別推移

(単位:万L)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
原料血漿確保目標量	108.0	94.0	90.0	93.0	97.0
原料血漿確保実績量	102.5	94.2	94.5	92.9	
原料血漿の配分量	107.4	91.4	89.9	96.2	(94.0)

	20年度	21年度推計	22年度推計
原料血漿確保目標量	100.0	103.0	106.0
原料血漿確保実績量			
原料血漿の配分量	(97.0)	(100.0)	(103.0)

- (注) 1. 原料血漿確保目標量は平成10年度(80万L)以降平成14年度までは毎年7万L増で設定。
2. 「原料血漿の配分量」は、日本赤十字社を含む各社に配分された凝固因子製剤用原料血漿及びその他の分画製剤用原料血漿の合計量であり、脱クリオ血漿及び中間原料は含まない。
3. 「原料血漿の配分量」の19年度以降の()内の数値は原料血漿必要予定量。
4. 平成21年度及び平成22年度の推計については、平成20年度の原料血漿確保目標量等を検討するにあたっての平成19年10月時点の推計である。

(参考2)

国内献血由来原料血漿による製造予定数量の推移

種 類	換算規格	合 計				
		18年度 実績	19年度 見込	20年度 見込	21年度 推計	22年度 推計
アルブミン	25%50ml 1瓶	2,130,800	2,068,800	1,989,100	2,089,300	2,097,000
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,300	2,300	2,400	4,200	3,200
組織接着剤	cm2	5,399,500	5,275,000	5,185,000	5,205,000	5,205,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	121,700	114,500	110,500	108,800	108,800
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	46,500	34,300	38,400	38,300	37,300
インヒビター製剤	延人数	0	0	0	0	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	0	0	0	0
トロンピン(人由来)	10000単位 1瓶	34,000	53,800	20,900	29,900	25,900
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,398,400	1,437,100	1,545,000	1,493,400	1,563,700
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	600	600	700	700	700
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	0	0	0	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	0	0	0	0
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	391,700	401,100	466,400	397,900	408,000
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	640	0	0	0	500
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	44,700	43,900	47,000	40,000	40,000
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0	0	0	0	0

(備考) 遺伝子組換えアルブミン製剤の製造予定数量

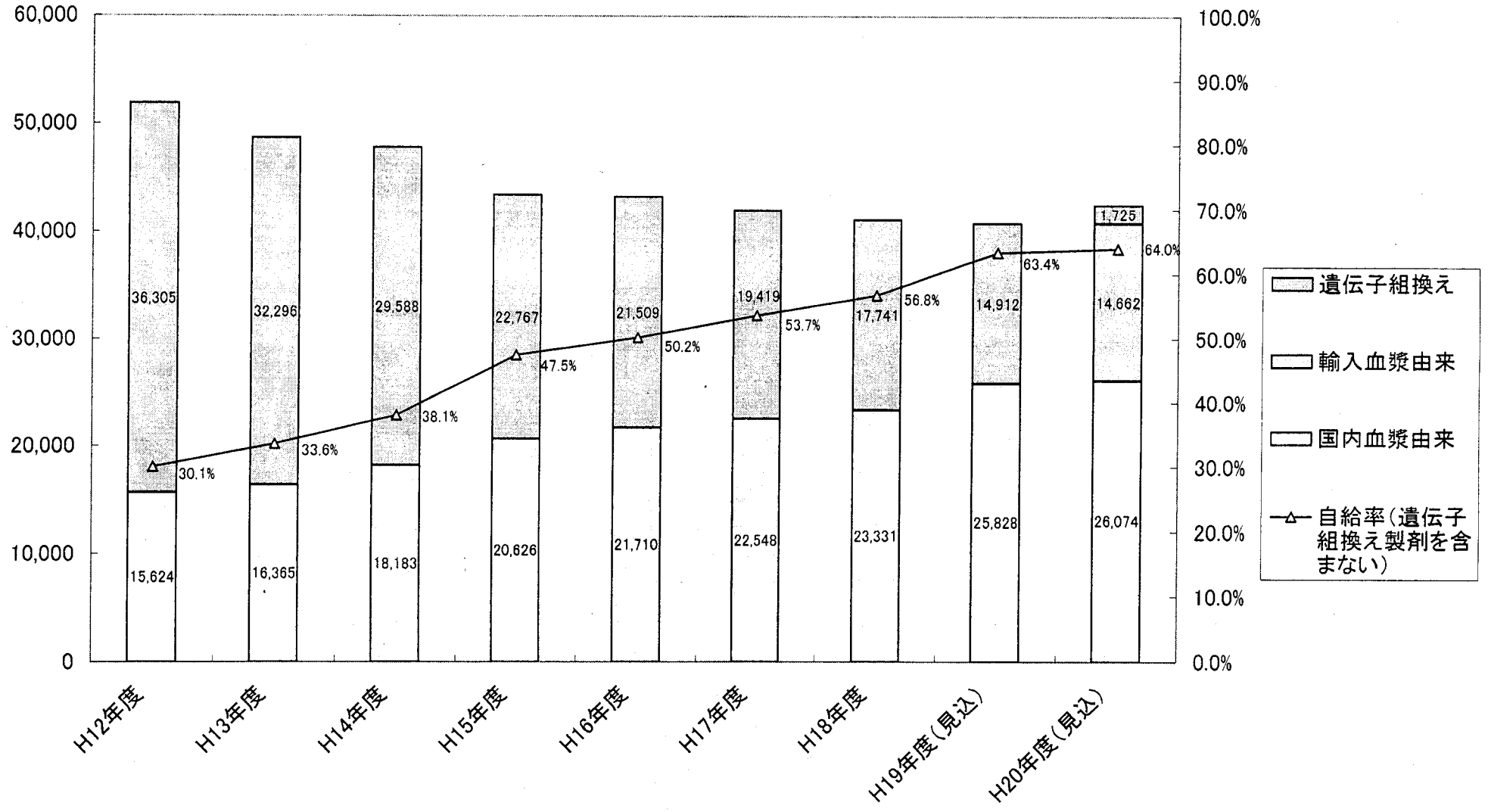
製剤名	換算規格	合 計				
		18年度 実績	19年度 見込	20年度 見込	21年度 推計	22年度 推計
遺伝子組換えアルブミン製剤	25%50ml 1瓶			156,000	156,000	168,000

(注) 1. 数値は、製品の規格別に報告された数量を集計し、代表的な規格・単位(換算規格)に換算したうえ、四捨五入により100又は10の整数倍で表示した。

2. 平成21年度及び平成22年度の推計については、平成19年10月時点の推計である。

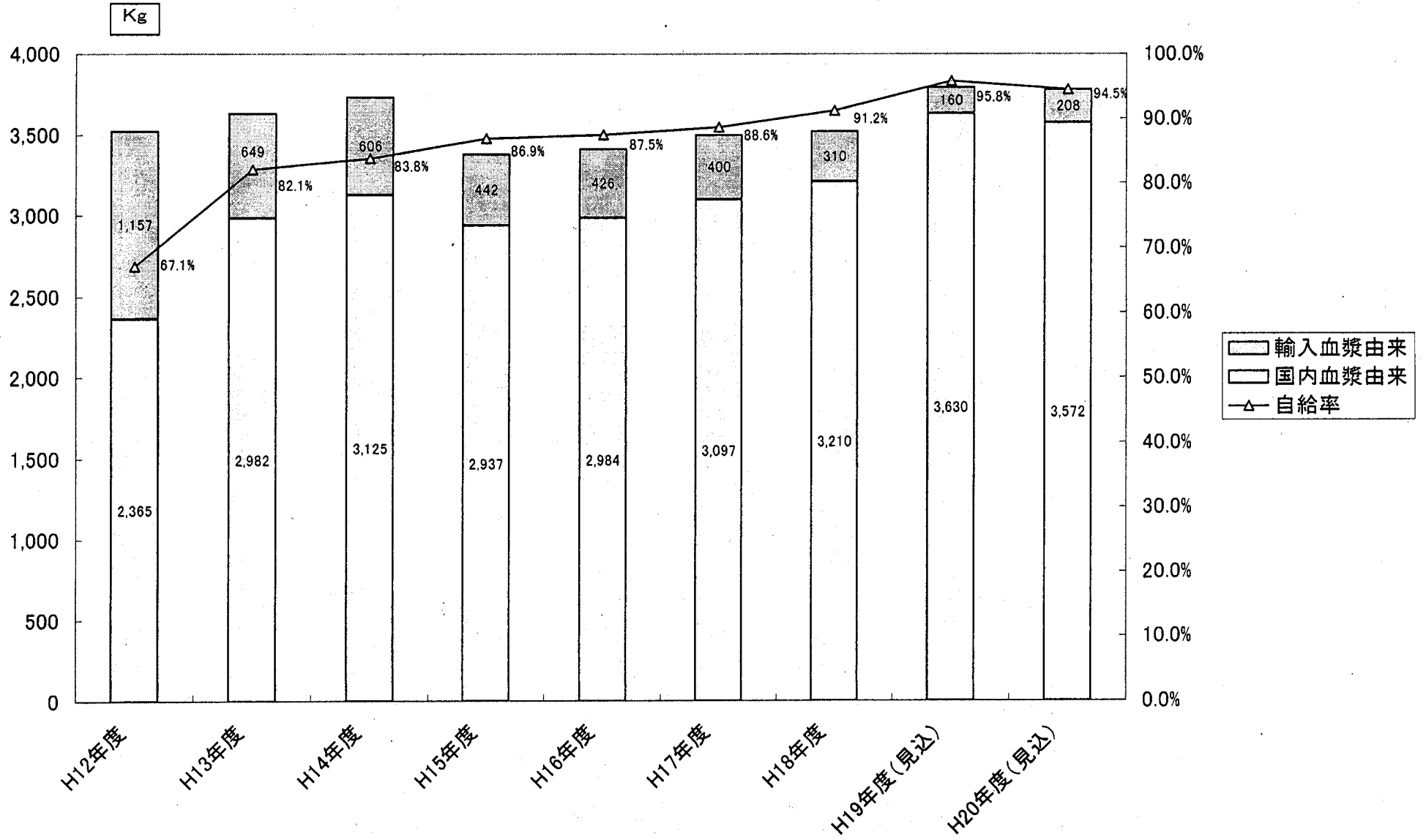
アルブミン製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と自給率

Kg



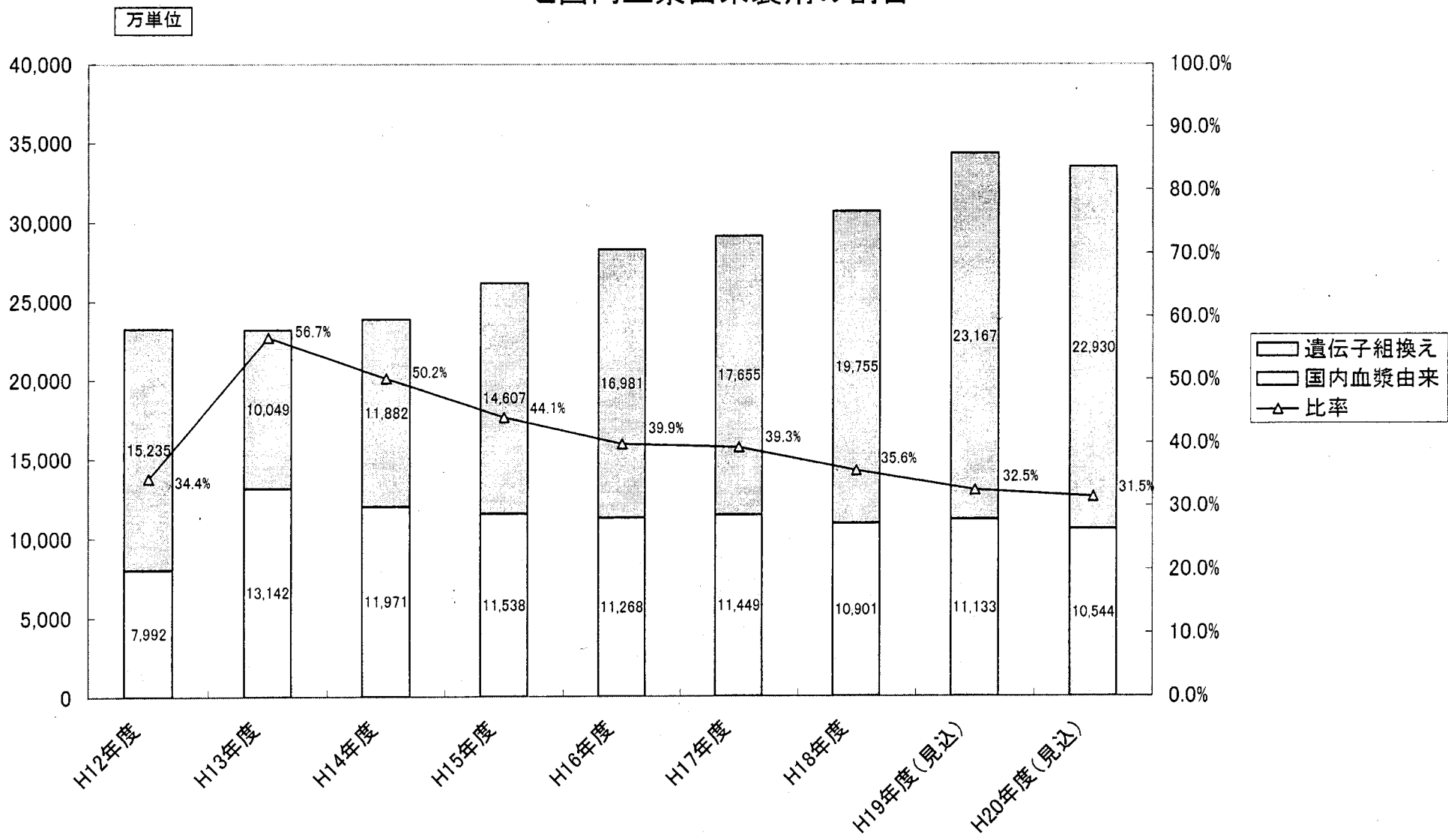
免疫グロブリン製剤の供給量と自給率

10



血液凝固第Ⅷ因子製剤の供給量(遺伝子組換え型含む) と国内血漿由来製剤の割合

11



平成20年11月

平成21年度献血推進関係予算概算要求の概要

厚生労働省医薬食品局血液対策課

平成21年度概算要求額	688,427千円
平成20年度予算額	689,182千円
差引増減額	△755千円
対前年度比率	99.9%

【事項別】

[単位:千円]

	21年度要求額	(20年度予算額)
1. 献血構造改革推進費	83,225	(90,177)
(1) 献血推進運動連絡協議会費	3,461	(3,453)
効果的な献血推進方策や献血推進上の諸問題等について協議を行うため、血液関係ブロック会議や献血推進運動中央連絡協議会等を開催する。		
(2) 若年層献血者等確保推進費	52,328	(52,750)
献血血液の安定確保等に資するため、ポスター等を作成するとともに、献血普及キャンペーン等を行う。		
(3) 血液製剤使用適正化方策調査研究事業費	7,893	(7,893)
国が策定した血液製剤の適正使用に係る指針の有効活用に資する知見を得る事を目的として、都道府県単位で設けられた合同輸血療法委員会のうち、積極的な取組が見られる委員会に調査研究を委託し、その結果をとりまとめ、各地域にフィードバックすることにより、効果的な適正使用の取組を広げる。		
また、調査研究の成果を披露し、血液製剤使用適正化の一層の推進を図るために、全国会議を開催する。		
(4) 幼少期献血普及啓発事業費	19,543	(0)
幼少期にある親子に対し、献血について正しい知識とその重要性を理解してもらうよう、啓発資材を作成し、配布することにより、献血に対する理解を深めてもらい、今後少子化の影響により献血対象者の絶対数が減少する中で、将来の献血者の確保を図っていく。		
(5) 若年層献血普及啓発経費	0	(26,081)
若年層の献血者数の増加を図る目的で、若年層向け雑誌でのPRを行うとともに、「若年者層献血意識に関する調査」を実施し、啓発活動のあり方について検討課題を洗い出すとともに、検討会を設け、今後の献血推進の枠組みの検討及び取りまとめを行う。		

2. 血液供給等事業費 332,358 (326,160)

- (1) 献血者健康増進事業費 266,550 (264,585)
成分献血及び400ml献血を推進するため、献血者の健康診査の充実に必要な経費の一部を補助する。また、低比重者に対する健康相談事業を実施することにより、献血者の増加に繋げる。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (2) 血液の安全性確保のための情報システム事業費 35,468 (35,468)
献血者情報に関するシステムを維持運営することにより、献血者の本人確認の確実を期する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (3) 問診技術向上研修事業費 3,412 (3,412)
献血時の問診において、留意が必要となる事項について、問診医に対して必要な研修を実施することにより、献血時の問診をより確実なものとする。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (4) 若年層献血者等確保推進事業費 22,728 (22,695)
将来における献血者の確保を図るために、若年層に対するセミナー事業等を行うとともに、献血協力組織を育成する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (5) ウエストナイルウイルス検査体制整備費 4,200 (0)
輸血による感染を起こす症例があるウエストナイルウイルス感染対応として、日本赤十字社が都道府県単位で実施可能なNAT試薬1か月分を備蓄する経費に対して補助する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))

3. 献血推進基盤整備事業費 269,463 (269,463)

- (1) 献血受入確保施設設備整備費 240,030 (240,030)
血液製剤を基本的に国内献血により確保するという目標(国内自給)達成に必要な、成分献血の推進を図るため、献血ルームの受入体制の整備等を行う。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (2) 複数回献血協力者確保事業費 29,433 (29,433)
複数回献血者に、継続的な献血への協力を働きかけるため、「複数回献血者クラブ」を設置し、当該クラブが実施する情報誌の発行、健康相談事業等を支援する。
また、献血血液の確保のため、血液の在庫不足時等において、緊急的に血液が必要な場合に、特に献血に協力を呼びかけ、応じてくれた者に対して、交通費相当の図書カード等を提供する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))

4. 献血者健康被害補償対策推進費 3,381 (3,382)

献血者の健康被害を補償する仕組みを、国の適切な関与の下で運用するため、国において必要となる会議等を開催する。

平成21年度 血液関係予算概算要求の概要

(単位：千円)

1. 血液製剤対策費	559,005	→	605,202
① 血液供給等事業費	326,160	→	332,358
ア 献血健康増進事業費	264,585	→	266,550
イ 血液の安全性確保のための情報システム事業費	35,468	→	35,468
ウ 問診技術向上研修事業	3,412	→	3,412
エ 若年層献血者等確保推進事業	22,695	→	22,728
オ ウエストナイルウイルス検査体制整備費	0	→	4,200
② 献血推進基盤整備事業費	269,463	→	269,463
ア 献血受入確保施設設備整備費	240,030	→	240,030
イ 複数回献血協力者確保事業費	29,433	→	29,433
③ 献血者健康被害補償事業費	3,382	→	3,381
2. 血液製剤対策推進費	128,006	→	121,859
① 献血構造改革推進費	90,177	→	83,225
ア 献血推進運動連絡協議会費	3,453	→	3,461
イ 若年層献血者等確保推進費	52,750	→	52,328
ウ 血液製剤使用適正化方策調査研究事	7,893	→	7,893
エ 幼少期献血普及啓発事業費	0	→	19,543
オ 若年層献血普及啓発経費	26,081	→	0
② 血漿分画製剤製造・供給体制等対策費	2,436	→	2,436
③ 血液製剤使用実態調査等事業費	16,622	→	16,622
ア 血液製剤使用実態調査等事業費	11,457	→	11,457
イ 血液製剤安全性情報システム費	5,165	→	5,165
④ 特殊血液調査費	2,057	→	2,057
⑤ 血液対策等推進費	16,714	→	17,519
合 計	687,011	→	727,061